



# 「障害者週間」です

12月3日(月)～9日(日)は

「障害者週間」は、国民一人ひとりが障がい者の抱える問題について関心を持ち、理解を深めるとともに、障がい者自らが社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、障がい者やその保護者からのメッセージを受け止め、理解することが大切です。そして、地域で生活していくためのサービスを充実していくことも必要です。

市でも、地域生活支援事業などを通じて障害福祉サービスの充実を図っています。

ぜひ、この機会に障害者問題などについて関心を持ち、みんなできしよに考えてみましょう。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-0871